

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	4.2 4.6	4.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（JIS C 8105-1（以下、第 1 部）箇条 0 の規定による。） 4.6 構造 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。（第 1 部 4.27A の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	4.6 4.6.4 4.6.5	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 4.6 構造 4.6.4 キャンドル形照明器具は、スイッチを備えていなければならない。このスイッチは、E5 又は E10 のランプソケットをもつキャンドル形照明器具内では、同時に全てのランプを切ったり入れたりすることができなければならない。このスイッチは、この照明器具の一部であるか、又はコード上に取り付けられている場合には照明器具の 300 mm 以内に取り付けなければならない。 4.6.5 E5 ランプソケットは、定格電圧がランプソケットにつき 25 V を超えない場合にだけ使用する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.6 4.12	4.6 構造 照明器具は、通常の使用状態又は故障状態で生じる温度上昇によって、安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。（第 1 部箇条 4 の規定による。） 4.12 耐久性試験及び温度試験 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具の部分及び取付面は過度の温度に達してはならず、照明器具内の配線が安全性を損なった状態になってはならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。）	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.5	4.5 表示（第 1 部箇条 3 の規定による。）	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.6	4.6 構造 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。また、電氣的・機械的接続方式は、通常使用時に生じる電気ストレスに耐えなければなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				4.8	<p>ない。(第 1 部 4.11 の規定による。)</p> <p>防滴形及び耐防水圧形等の照明器具の金属部分は、照明器具の安全性を損なうような腐食が生じないように、適切に保護していなければならない。(第 1 部 4.18 の規定による。)</p> <p>LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。(第 1 部 4.27B の規定による。)</p> <p>4.8 保護接地 (第 1 部 箇条 7 の規定による。)</p> <p>保護接地端子の各部分は、保護接地端子に接触する保護接地導体又はその他の金属との間で生じる電食の危険性を最小にし、黄銅若しくはさびない金属、又はさびない表面処理をした材料でなければならない。</p>	
				4.9	<p>4.9 端子</p> <p>端子は、耐食性をもたなければならない。(第 1 部 箇条 14 の規定による。)</p> <p>電流を流すための端子又は接続の部分は、耐食性が銅と同等以上で、機械的特性も同等以上であるその他の金属でなければならない。(第 1 部 箇条 15 の規定による。)</p>	
				4.10	<p>4.10 外部及び内部配線 (第 1 部 箇条 5 の規定による。)</p> <p>シャープエッジをもつ開口部には経年劣化する材料を使</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				4.12	<p>用したブッシングを使用してはならない。</p> <p>4.12 耐久性試験及び温度試験（第 1 部箇条 12 の規定による。）</p> <p>実用上の冷熱サイクルに相当する状態で、照明器具は、安全性を損なったり、又は早期に故障が発生してはならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.4	<p>第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>4.4 照明器具の分類</p> <p>床置用又は卓上用の移動灯器具は、可燃材料表面に直接置くことが可能なものでなければならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.2 4.6	<p>4.2 一般的試験要求事項</p> <p>照明器具の構成部品は、該当する IEC 規格、JIS 又は関連法規がある場合には、それらの要求事項に適合しなければならない。（第 1 部箇条 0 の規定による。）</p> <p>4.6 構造</p> <p>照明器具の部品及び材料は、次の要求事項を満たさなければならない。（第 1 部箇条 4 の規定による。）</p> <p>ーラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差込みプラグの絶縁部分は、耐トラッキング性の材料</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				4.9	<p>－絶縁ライニング、スリーブ及び類似の部分は、適切な機械的、電氣的及び熱的強度をもつもの</p> <p>－二重絶縁又は強化絶縁で分離した可触の導電部を抵抗器で橋絡する場合、抵抗器は規定の試験に適合するもの</p> <p>－電氣的接続及び通電部は、銅若しくは銅合金、又はその他の同等以上の特性をもつ材料</p> <p>4.9 端子</p> <p>－ねじは、亜鉛又はアルミニウムのように軟らかく、経時変形しやすい金属であってはならない。（第 1 部箇条 14 の規定による。）</p> <p>－内部及び外部配線用端子が絶縁材料の表面に導体を締め付けるように設計している場合は、温度試験中に、絶縁材料の表面が変形してはならない。（第 1 部箇条 15 の規定による。）</p>	
				4.10	<p>4.10 外部及び内部配線</p> <p>内部配線の絶縁は、それが受ける印加電圧及び最大温度に耐えることができる材料でなければならない。（第 1 部 5.3.1 の規定による。）</p>	
				4.12	<p>4.12 耐久性試験及び温度試験</p> <p>照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。）</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				4.15	<p>－通常動作で、照明器具の絶縁材料は、規定の温度以上になつてはならない</p> <p>－照明器具の取付部及び最も熱的影響を受ける露出部分の熱可塑性樹脂は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない</p> <p>4.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>絶縁物部分は、十分な耐熱性及び耐トラッキング性をもたなければならない。（第 1 部箇条 13 の規定による。）</p>	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	4.11 4.11.1	<p>第 1 部の第七 条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>4.11 感電に対する保護</p> <p>4.11.1 差込み形口金用ソケットをもつクラス 0I 又はクラス I の移動灯照明器具は、次のいずれかでなければならない。</p> <p>a) 照明器具が通常の使用状態に組み立てられた状態で、ランプ口金に標準試験指が触れないように設計する。</p> <p>b) 接地した金属製のランプソケットをもつ。</p>	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	<p>二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	4.11	<p>第 1 部の第七 条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>4.11 感電に対する保護</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				4.11.1	4.11.1 差込み形口金用ソケットをもつクラス 0I 又はクラス I の移動灯照明器具は、次のいずれかでなければならない。 a) 照明器具が通常の使用状態に組み立てられた状態で、ランプ口金に標準試験指が触れないように設計する。 b) 接地した金属製のランプソケットをもつ。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.6	4.6 構造 変圧器又は制御装置を内蔵する照明器具の制御装置の回路相互間及びそれらの回路と外部の可触の導電部との間は、適正に絶縁しなければならない。（第 1 部箇条 4 の規定による。）	
				4.7	4.7 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。（第 1 部箇条 11 の規定による。）	
				4.10	4.10 外部及び内部配線 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁物を用いるか、又は固定絶縁ライニングを施さなければならない。（第 1 部 5.2.10 の規定による。） 内部配線の継ぎ目及び接続点は、配線の絶縁部と同等以上の効果のある絶縁物で保護しなければならない。（第 1 部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				4.12	5.3.4 の規定による。) 4.12 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作での照明器具内の巻線の温度は、規定の温度以上になってはならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)	
				4.13	4.13 じんあい及び水気の侵入に対する保護 照明器具は、環境試験後、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。(第 1 部箇条 9 の規定による。)	
				4.14	4.14 絶縁抵抗及び耐電圧 照明器具は適切な絶縁抵抗をもち、かつ耐電圧に耐えなければならない。(第 1 部箇条 10 の規定による。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.6	4.6 構造 照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) －アームブリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、構造物のいかなる部分の変形の原因となることなく、さらに規定の温度値を越えない －カバー、セードなどの可燃性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない －セルロイドのような、激しく燃える材料を使用してはな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				4.12 4.15	<p>らない</p> <p>－異常状態で照明器具を動作させ、カバー、セード及び同様の部分は、着火してはならない</p> <p>－ハロゲン電球の破裂後、放出したガラスの微細片によって試料の下方に置いた包装用ティッシュが着火してはならない</p> <p>－LED 照明器具の照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路の囲いは、難燃性材料で構成されていなければならない</p> <p>4.12 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作において、照明器具の取付部の温度は、規定の温度以上になってはならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。）</p> <p>4.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 通電部又は安全特別低電圧部を所定位置に保持する絶縁物部分、及び感電に対する保護用の外郭を構成する絶縁物部分は、耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。（第 1 部箇条 13 の規定による。）</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.6	<p>4.6 構造</p> <p>アームブリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、規定する温度を超えることにより傷害の</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		4.12	原因となつてはならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) 4.12 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作において、照明器具の可触部分、取り扱う部分、調整する部分及び握る部分は規定の温度以上になつてはならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)	
第 十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.6 4.6.2 4.6.3	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 4.6 構造 4.6.2 配線は、照明器具の通常の動きで金属部分と擦れてその安全を損なう可能性のある全ての箇所では、絶縁物の線ぴ(樋)、電線止め具又は同様の手段で固定しなければならない。 4.6.3 移動灯器具は、適度な安定性を備えていなければならない。	
第 十 一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.6 4.6.1	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 4.6 構造 4.6.1 移動灯器具の可とうケーブル及びコードの絶縁は、照明器具を移動するとき、調節するとき、及びその支持物に置くときに損傷を受けにくいものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.2	4.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第 1 部 箇条 0 の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.6	4.6 構造 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、過度の紫外放射をしてはならない。（第 1 部 4.24.1 の規定による。） 青色光による網膜傷害 固定形の照明器具は、500 lx を与える距離条件にて、リスクグループが RGI を超えてはならない。（第 1 部 4.24.2 の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.2	4.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第 1 部 箇条 0 の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 続き	害の防止	ないものとする。				人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.5 4.12	4.5 表示 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。（第 1 部箇条 3 の規定による。） 4.12 耐久性試験及び温度試験 耐久性試験後、照明器具の規定の表示は、読み取れなければならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。）	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第2-4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4：2017

規格名：照明器具－第2-4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—